

# 土木工事標準積算基準

令和7年度

[令和8年6月臨時改定版]

京 都 府

下記図書を本府の積算基準と定め適用する。

1 図書名

- ①令和7年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）  
【発行：一般財団法人建設物価調査会】
- ②令和7年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（河川・道路編）  
【発行：一般財団法人建設物価調査会】
- ③令和7年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）  
【発行：一般財団法人建設物価調査会】
- ④令和7年度版 国土交通省機械設備工事積算基準  
【発行：一般財団法人建設物価調査会】
- ⑤設計業務等標準積算基準書・  
設計業務等標準積算基準書（参考資料） 令和7年度版  
【発行：一般財団法人経済調査会】
  
- ⑥土木工事標準積算参考資料 令和7年度 【発行：京都府】
  
- ⑦公園緑地工事標準積算基準書 令和7年度 【発行：京都府】
  
- ⑧土木工事単価資料 令和7年度 【発行：京都府】

2 適用年月日

令和8年6月1日以降に積算する業務から適用する。

3 改定内容

土木工事標準積算参考資料 令和7年度 業務委託

第9編 災害復旧事業に係る業務委託積算基準

第2章 2. 災害測量積算基準 2-3 を改定

第4章 2. 災害設計積算基準 2-1 を改定

その他の内容は改定なし

# 業 務 委 託

# 目 次

<b>第1編 総 則</b>		
第1章	総 則	1-1-1
第2章	積算基準	1-2-1
<b>第2編 測量業務</b>		
第1章	測量業務積算基準	2-1-1
第2章	測量業務標準歩掛	2-2-1
<b>第3編 地質調査業務</b>		
第1章	地質調査積算基準	3-1-1
第2章	地質調査運用	3-2-1
<b>第4編 設計業務等</b>		
第1章	設計業務等運用	4-1-1
<b>第5編 調査、計画業務</b>		
第1章	調査、計画業務運用	5-1-1
<b>第6編 その他業務</b>		
第1章	現場技術業務	6-1-1
第2章	電算プログラミング委託業務	6-2-1
第3章	道路交通量調査	6-3-1
第4章	公物管理補助業務等（河川）	6-4-1
第5章	水質等調査業務	6-5-1
第6章	景観検討資料作成業務	6-6-1
第8章	砂防調査・計画	6-8-1
第9章	積算業務委託	6-9-1
第10章	公園緑地設計業務	6-10-1
第11章	電気通信施設設計業務積算基準	6-11-1
<b>第7編 用地調査等</b>		
第1章	用地調査等業務費積算基準	7-1-1
第2章	用地調査点検等技術業務費積算基準	7-2-1
第3章	用地測量等数量算定基準表（案）	7-3-1
<b>第8編 道路台帳補正業務積算基準</b>		
第1章	道路台帳補正業務積算基準	8-1-1
<b>第9編 災害復旧事業に係る業務委託積算基準</b>		
第1章	基本的な考え方	9-1-1
<b>第2章</b>	<b>災害測量積算基準</b>	<b>9-2-1</b>
第3章	災害地室長積算基準	9-3-1
<b>第4章</b>	<b>災害設計積算基準</b>	<b>9-4-1</b>
<b>第10編 資料</b>		
第1章	測量業務歩掛作業区分別業務内容	10-1-1
第2章	地質調査業務歩掛作業区分別業務内容	10-2-1
第3章	設計業務等歩掛作業区分別業務内容	10-3-1

## 第9編 河川等災害復旧事業に係る業務委託積算基準

第1章 基本的な考え方

第2章 災害測量積算基準

第3章 災害地質調査積算基準

第4章 災害設計積算基準

## 第2章 災害測量積算基準

- 1 災害測量業務費の構成及び積算方式
- 2 災害測量積算基準

## 第 2 章 災害測量積算基準

### 1. 災害測量業務費の構成及び積算方式

測量業務積算基準による。

ただし、技術管理費における精度管理費は計上しないものとする。

### 2. 災害測量積算基準

#### 2-1 作業計画

計上しない。

なお、業務計画書の提出を義務づける場合は、路線測量「作業計画」によるもの。

#### 2-2 現地踏査

路線測量「現地踏査」による。

#### 2-3 除草・伐採（京都府独自運用）

作業の歩掛は次表を標準とする。

1,000 m<sup>2</sup>当り

作業工程 及び 標準作業量	所要日数					内 外 業 の 別	編成					延人日数						
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師 補	測 量 技 師 手 補	測 量 助 手 員	測 量 補 助 員		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師 補	測 量 技 師 手 補	測 量 助 手 員	測 量 補 助 員	計	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師 補	測 量 技 師 手 補	測 量 助 手 員	測 量 補 助 員	計
除草・伐採			2.3	3.0	4.7	外			1	1	1	3			2.3	3.0	4.7	10.0
合計			2.3	3.0	4.7	外			1	1	1	3			2.3	3.0	4.7	10.0

(注) 1. 除草・伐採は精度管理費係数の対象としない。

2. 除草・伐採は必要に応じて計上する。

3. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

4. 機械経費、通信運搬費等、材料費については、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」（路線測量 伐採）に基づき別途計上する。

5. 通常除草で使用する肩掛式などでの歩掛であるため、それによらない場合は別途協議するものとする。

2-4 被災写真の撮影及びとりまとめ（京都府独自運用）

災害査定添付写真は、『公共土木施設災害復旧の災害査定添付写真の撮り方（平成 26 年改定版）（（一）全日本建設技術協会）』に基づき作成するものとする。

作業の歩掛は次表を標準とする。

10 工区当り

作業工程 及び 標準作業量		所要日数					内 外 業 の 別	編成					延人日数					
		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計
被災写真の撮影及びとりまとめ	被災状況・規模の確認	0.5	1.0	1.0			外	1	1	1			0.5	1.0	1.0			2.5
	写真撮影		2.0	2.0	2.0	2.0	外		1	1	1	1		2.0	2.0	2.0	2.0	8.0
	とりまとめ		1.0	1.5	2.0		内		1	1	1			1.0	1.5	2.0		4.5
	計						計						0.5	4.0	4.5	4.0	2.0	

機械経費 3.0% 通信運搬費 0% 材料費 3.0%

2-5 基準点測量

4級基準点測量「新点35点 永久標識設置なし」による。

2-6 平面図作成（用地測量「公共用地境界確定協議（現況実測平面図作成）」を準用）

用地測量「公共用地境界確定協議（現況実測平面図作成）」による。

2-7 中心線測量

路線測量「中心線測量」による。

2-8 仮BM設置測量

路線測量「仮BM設置測量」による。

2-9 縦断測量

路線測量「縦断測量」による。

2-10 横断測量（京都府独自運用）

100本当り

作業工程	所要日数					内外業の別	編成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
観測	6.762	6.762	6.762			外		1	1	1		3		6.762	6.762	6.762		20.286
横断面図作成			2.898	2.415		内			1	1		2			2.898	2.415		5.313
点検整理	1.127	1.127				内		1	1			2		1.127	1.127			2.254
内訳 外業計	6.762	6.762	6.762			外								6.762	6.762	6.762		20.286
内訳 内業計	1.127	4.025	2.415			内								1.127	4.025	2.415		7.567
合計	7.889	10.787	9.177											7.889	10.787	9.177		27.853

- 横断測量は、幅4.5m未満を基本とする。
- 機械経費、通信運搬費等、材料費については、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」の路線測量「横断測量」に基づき別途計上する。

2-11 災害起終点杭の設置（京都府独自運用）

杭頭を府災害は青色に、市町村災害は赤色に着色した木杭（標準 45×45×600）に、起点・終点、年災・査定番号、申請延長を記載し現地に打ち込むものとする。

作業の歩掛は次表を標準とする。

10 申請箇所当り

作業工程 及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	
災害起終点杭の設置		1.0	1.0	1.0		外		1	1	1				1.0	1.0	1.0		3.0

機械経費 5.0% 通信運搬費 0% 材料費 3.5%

2-12 打合せ協議

測量業務積算基準による。

2-13 路線測量等の変化率

各測量作業工程における変化率については、それぞれの変化率によるものとする。

2-14 その他

I Pの設置が必要な場合は、線形決定等を適切に追加するものとする。

## 第4章 災害設計積算基準

1. 災害設計業務費の構成及び積算方式
2. 災害設計積算基準

## 第 4 章 災害設計業務積算基準

### 1. 災害設計業務費の構成及び積算方式

設計業務等積算基準による。

### 2. 災害設計積算基準

#### 2-1 災害設計標準歩掛（京都府独自運用）

詳細な調査や高度な構造計算を要しない河川、砂防（溪流保全工（流路）のみ）及び道路の詳細設計は次表による。

200m 当り

工種	種別	標準歩掛					備考
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
設計計画		0.50	0.50	1.00			
現地踏査		0.50	1.00	1.00			
基本事項の決定			1.00	1.50	1.50		
付帯施設設計			0.25	0.50	0.50		
施工計画及び仮設計画	施工計画		1.50	2.00	0.50		必要に応じて計上する。
	仮設計画		0.50	1.00	1.00		
図面の作成				1.50	2.50	6.50	
数量計算				0.50	1.50	2.50	
照査		0.50	0.50	1.80	0.80		
報告書作成		0.50	1.00	1.00			
合計		2.00	6.25	11.80	8.30	9.00	

(注) 1. 基本事項の決定には、「護岸の配置計画」及び「構造物との取付検討」が含まれる。

2. 付帯施設設計には、「排水管渠」及び「その他施設」が含まれる。

3. ブロック積など一般的な施工計画は、「施工計画」として計上しない。

4. 仮設計画の補足的な施工計画は、仮設計画に含まれる。

5. 適用範囲は、第9編 河川等災害復旧事業に係る業務委託積算基準 第1章 基本的な考え方の「各延長の考え方」に基づき算出した1箇所延長（以下「災害設計延長」という。）20m以上 200m以下とする。

6. 災害設計延長 200mを超える箇所については、申請箇所毎に別歩掛で積算する。20m未満については、災害設計歩掛(小規模)を適用する。

災害設計標準歩掛（小規模）（京都府独自運用）

1箇所当り（20m未満）

工種	種別	標準歩掛					備考
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
設計計画		0.05	0.05	0.10			
現地踏査		0.05	0.10	0.10			
基本事項の決定			0.10	0.15	0.15		
付帯施設設計			0.025	0.05	0.05		
施工計画及び仮設計画	施工計画		0.15	0.20	0.05		必要に応じて計上する。
	仮設計画		0.05	0.10	0.10		
図面の作成				0.15	0.25	0.65	
数量計算				0.05	0.15	0.25	
照査		0.05	0.05	0.18	0.08		
報告書作成		0.05	0.10	0.10			
合計		0.20	0.625	1.18	0.83	0.90	

- (注) 1. 基本事項の決定には、「護岸の配置計画」及び「構造物との取付検討」が含まれる。  
 2. 付帯施設設計には、「排水管渠」及び「その他施設」が含まれる。  
 3. ブロック積など一般的な施工計画は、「施工計画」として計上しない。  
 4. 仮設計画の補足的な施工計画は、仮設計画に含まれる。  
 5. 適用範囲は災害設計延長20m未満とする。

2-2 河川環境特性整理表等A B表の作成（京都府独自運用）

河川等の護岸設計及び道路の兼用護岸設計を行う場合は、基本事項の決定におけるA B表の作成が必要なる。

作成にあたって、『美しい山河を守る災害復旧基本方針』を基に、現地調査を行い作成するものとする。

なお、作成は、査定申請毎を基本とするが、河川形状や河床勾配等の河川特性が変わる場合は、工区単位で作成する必要があるため、想定される必要資料数として計上すること。

作業の歩掛は次表を標準とする。  
 10資料当り

工種	種別	標準歩掛				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
基本事項の決定	A B表の作成		1.0	2.5	2.5	1.0

2-3 設計協議

設計業務等積算基準による。

#### 2-4 標準歩掛の補正

補正は行わないものとする。

#### 2-5 その他

- (1) 力学計算を必要とする一般構造物については、別途計上するものとする。
- (2) 横断管渠等の断面不足を検討するために測量範囲を超えた流域計算が必要となった場合は、協議により設計変更の対象とする。

<新旧対照>

第2章 2. 災害測量積算基準

【旧】

2-3 伐採  
路線測量「伐採」による。

【新】

2-3 除草・伐採（京都府独自運用）  
作業の歩掛は次表を標準とする。

1,000 m<sup>2</sup>当り

作業工程 及び 標準作業量	所要日数					内 外 業 の 別	編成					延人日数						
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	測 量 主 任 技 師		測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計			
除草・伐採			2.3	3.0	4.7	外			1	1	1	3			2.3	3.0	4.7	10.0
合計			2.3	3.0	4.7	外			1	1	1	3			2.3	3.0	4.7	10.0

- (注) 1. 除草・伐採は精度管理費係数の対象としない。  
 2. 除草・伐採は必要に応じて計上する。  
 3. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。  
 4. 機械経費、通信運搬費等、材料費については、「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」（路線測量 伐採）に基づき別途計上する。  
 5. 通常除草で使用する肩掛式などでの歩掛であるため、それによらない場合は別途協議するものとする。

新

第4章 災害設計業務積算基準

2. 災害設計積算基準

2-1 災害設計標準歩掛（東京都独自運用）

詳細な調査や高度な構造計算を要しない河川、砂防（溪流保全工（流路）のみ）及び道路の詳細設計は次表による。

工種	種別	標準歩掛				備考
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	
設計計画		0.50	0.50	1.00		
現地踏査		0.50	1.00	1.00		
基本事項の決定			1.00	1.50		
付帯施設設計			0.25	0.50	0.50	
施工計画及び仮設計画	施工計画		1.50	2.00	0.50	必要に応じて計上する。
	仮設計画		0.50	1.00	1.00	
図面の作成				1.50	2.50	6.50
数量計算				0.50	1.50	2.50
照査		0.50	0.50	1.80	0.80	
報告書作成		0.50	1.00	1.00		
合計		2.00	6.25	11.80	8.30	9.00

(注) 1. 基本事項の決定には、「護岸の配置計画」及び「構造物との取付検討」が含まれる。

2. 付帯施設設計には、「排水管渠」及び「その他施設」が含まれる。

3. プロック積など一般的な施工計画は、「施工計画」として計上しない。

4. 仮設計画の補足的な施工計画は、仮設計画に含まれる。

5. 適用範囲は、第9編 河川等災害復旧事業に係る業務委託積算基準 第1章 基本的な考え方の「各延長の考え方」に基づき算出した1箇所の延長（以下「災害設計延長」という。）20m以上、200m以下とする。

6. 災害設計延長200mを超える箇所については、申請箇所毎に別歩掛で積算する。20m未満については、災害設計歩掛(小規模)を適用する。

旧

第4章 災害設計業務積算基準

2. 災害設計積算基準

2-1 災害設計標準歩掛

詳細な調査や高度な構造計算を要しない河川、砂防（流路工のみ）及び道路の詳細設計は次表による。

工種	種別	標準歩掛				技師員
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	
設計計画		0.5	0.5	1.0		
現地踏査		0.5	1.0	1.0		
基本事項の決定	施設の配置計画		0.5	1.0	1.0	
	構造物との取付検討		0.5	0.5	0.5	
付帯施設設計	排水管渠等		0.5	0.5	0.5	
	その他施設		1.5	2.0	0.5	
施工計画	施工計画		0.5	1.0	1.0	
	仮設計画		0.5	1.5	2.5	6.5
図面の作成				0.5	1.5	2.5
数量計算				0.5	1.0	
照査		0.5	0.5	1.0		
報告書作成		0.5	1.0	1.0		
合計		2.0	6.5	11.5	8.0	9.0

災害設計標準歩掛 (小規模) (京都府独自運用)

工種	種別	標準歩掛				技術員	備考
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C		
設計計画		0.05	0.05	0.10			
現地踏査		0.05	0.10	0.10			
基本事項の決定			0.10	0.15	0.15		
付帯施設設計			0.025	0.05	0.05		
施工計画及び仮設計画	施工計画 仮設計画		0.15	0.20	0.05		必要に応じて計上する。
図面の作成				0.15	0.25	0.65	
数量計算				0.05	0.15	0.25	
照査		0.05	0.05	0.18	0.08		
報告書作成		0.05	0.10	0.10			
合計		0.20	0.625	1.18	0.83	0.90	

(注) 1. 基本事項の決定には、「護岸の配置計画」及び「構造物との取付検討」が含まれる。

2. 付帯施設設計には、「排水管渠」及び「その他施設」が含まれる。
3. プロック積など一般的な施工計画は、「施工計画」として計上しない。
4. 仮設計画の補足的な施工計画は、仮設計画に含まれる。
5. 適用範囲は災害設計延長 20m 未満とする。